

新型コロナウイルスワクチン接種

実施医療機関の長 様

島根県健康福祉部感染症対策室長

(公 印 省 略)

令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（小児向け接種体制支援）の申請方法等について（通知）

平素より、感染症予防対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、小児を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保することを目的に、別添の交付要綱により、小児向けの接種を担う医療機関を対象とした支援を行うこととしました。

当該補助金の申請方法等下記のとおりご案内いたしますので、該当の医療機関におかれましては、申請手続きをお願いいたします。

記

1 支援内容

(1) 支援内容

小児への接種 1 回あたり 1,100 円（予診のみを含める）

※支援対象となる医療機関（別添交付要綱第 4 条より抜粋）

第 4 条 この要綱において交付の対象は、次の（1）及び（2）の全てを満たす医療機関（以下「対象医療機関」という。）とする。

（1）島根県内に所在する医療機関であること

（2）小児への個別接種を実施しており、次のア及びイの全てを満たす医療機関であること

ア 被接種者である小児及び保護者に対して、新型コロナウイルスワクチンの有効性と安全性等についての丁寧な説明を行うなど、小児への接種にあたってきめ細かな対応を実施している

イ 小児への接種後に起こりうる症状にかかる適切な初期対応、入院等が必要となった場合における適切な医療機関への引き継ぎ等の体制が構築されている

(2) 対象期間

以下の期間に実施した接種を支援の対象とします。

ア) 令和 4 年 4 月 1 日～同年 7 月 31 日

イ) 令和 4 年 8 月 1 日～同年 9 月 30 日

2 申請書類

補助金の交付申請及び実績報告として以下の書類をご提出ください。

（申請の要件に該当しない場合には、申請書類の提出は不要です。）

- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金交付申請書兼実績報告書
（小児向け接種体制支援）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（小児向け接種）

3 申請書類の提出方法

郵送または**メール**にて提出してください。

<送付先>

郵送の場合

〒690-0887 松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター2 階
島根県健康福祉部感染症対策室ワクチン接種支援グループ あて

メールの場合

記入済みの様式データ (Excel ファイル) を以下のメールアドレスまで送付してください。

<送付先アドレス>

corona-vaccine@pref. shimane. lg. jp

3 申請期限

(1) 令和4年4月1日～同年7月31日接種分

令和4年9月30日(金) 必着

(2) 令和4年8月1日～同年9月30日接種分

令和4年11月4日(金) 必着

4 その他

- 申請書類の押印省略について
 - ・本事業の申請書類への押印は不要です。
 - ・一方、個別接種促進事業については、引き続き押印が必要ですのでご注意ください。
- 申請書の作成・提出にあたっての留意点 (郵送の場合)
 - ・提出書類はすべて片面印刷としてください。
 - ・提出の際は、他を同封せず、封筒に「個別接種促進事業申請」と朱書きしてください。
- VRS上の接種実績との照合について
 - ・提出された接種実績については、補助金の支払後、別途国より提供されるワクチン接種記録システム (以下、「VRS」という。) 上の接種実績と照合します。
 - ・提出された接種実績とVRS上の接種実績が乖離している場合には、対象の医療機関へ照会を行い、申請内容の是正が必要な場合には、別途過誤調整の手続きを行う予定です。

5 県ホームページでの情報提供

本事業の実施に関する情報や、各種様式の電子データについては、県ホームページ (掲載先は以下のとおり) に掲載しています。

- URL : <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/corona-vaccine/corona-vaccine-child.html>



[添付書類]

1. 申請書兼実績報告書 (4月1日～7月31日実施分)
2. 申請書兼実績報告書 (8月1日～9月30日実施分)
3. 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱

島根県健康福祉部感染症対策室

ワクチン接種支援グループ

TEL:0852-22-6176, 6175 FAX:0852-22-6905

E-mail: corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

様式（4月～7月接種分）

申請年月日：

島根県知事 様

医療機関コード(10桁)：

住 所 ー ー

医療機関等名称：

代表者 職 名 ：

氏 名 ：

電 話 番 号 ：

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金
交付申請書兼実績報告書（小児向け接種体制支援）

令和4年4月から令和4年7月の期間において、別紙報告書のとおり新型コロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり申請する。

申請金額： 円

【内訳】

	算定基礎（別紙より）			支援額 ③×1,100円/回
	接種回数 ①	予診のみ ②	対象回数計 ③=①+②	
令和4年4月	回	回	回	円
令和4年5月	回	回	回	円
令和4年6月	回	回	回	円
令和4年7月	回	回	回	円
合計	回	回	回	円

金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店・出張所名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

2. 支援要件の確認

支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。

(以下の全てに該当する医療機関が支援対象です。)

- 被接種者及び保護者に対する、有効性と安全性についての丁寧な説明を行っている
- 副反応が生じた際の適切な初期対応、入院等が必要となった場合における適切な医療機関への引継等、副反応発生時の体制構築がされている

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療機関等名称：

代表者 職名・氏名：

令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金交付要綱
(小児向け接種体制支援)

(通則)

第1条 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業費補助金(小児向け接種体制支援)(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナワクチン」という。)接種において、小児向けの接種を担う医療機関への支援を行うことで、小児を対象とした新型コロナワクチンの接種体制を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同法第1条の5第2項に規定する診療所であって、新型コロナワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約に加入し、新型コロナワクチンの接種を行う医療機関をいう(ただし、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に定める市町村保健センターを除く)。
- (2) 小児 5歳以上11歳以下の者をいう(ただし、1回目接種後12歳になり、小児用ワクチンで2回目接種を行ったものも含む)。
- (3) 個別接種 医療機関が、自施設においてワクチン接種を行うことをいう。なお、巡回接種(医療機関が、自ら供給を受けた新型コロナワクチンを持って自施設以外の場所に赴き接種を行うことをいう。)も個別接種に含む。
- (4) 予診 問診、検温等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べることをいう。

(交付の対象)

第4条 この要綱において交付の対象は、次の(1)及び(2)の全てを満たす医療機関(以下「対象医療機関」という。)とする。

- (1) 島根県内に所在する医療機関であること
- (2) 小児への個別接種を実施しており、次のア及びイの全てを満たす医療機関であること
 - ア 被接種者である小児及び保護者に対して、新型コロナワクチンの有効性と安全性等についての丁寧な説明を行うなど、小児への接種にあたってきめ細かな対応を実施している
 - イ 小児への接種後に起こりうる症状にかかる適切な初期対応、入院等が必要となった場合における適切な医療機関への引き継ぎ等の体制が構築されている

2 対象期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

(交付要件及び算定方法)

第5条 補助金は、前条第1項に規定する対象医療機関に対し、以下のとおり交付する。
小児への接種1回あたり1,100円(予診のみを含める)

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付対象となる診療所及び病院の長は、別に定める日までに、知事に対し、補助金の申請及び実績報告をするものとする。

2 前項の申請方法等については、知事が別に定める。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び実績報告書を受け取った場合には、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、交付すべき額を確定するものとする。

2 知事は、前項において補助金の交付を決定及び確定したときは、遅滞なく申請を行った者に対し通知を行い、当該申請を行った者に対し補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の申請に関する証拠書類等の管理については、補助金とその交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(検査等)

第9条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた後に補助要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。